

畜 号 外
令和3年11月18日

全国農業協同組合連合会岩手県本部県本部長
一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
岩手県動物薬品器材協会会長

様

岩手県農林水産部畜産課総括課長

兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認(今シーズン国内4
例目)に伴う監視体制の強化の徹底について(依頼)

このことについて、農林水産省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせしま
す。

つきましては、養鶏場に立ち入る際は、消毒を徹底するなど病原体の侵入防止対策に御
配慮願います。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ホームページに掲載されておしま
す。

農林水産省ホームページ

[ホーム](#) > [消費・安全](#) > 鳥インフルエンザに関する情報

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



【振興・衛生担当(佐藤) TEL019-629-5729】

岩手県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認（今シーズン国内 4 例目）に伴う監視体制強化の徹底について

昨日、兵庫県姫路市の採卵鶏農場において、死亡羽数が増加している旨の通報があり、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づき、遺伝子検査を実施したところ、本日、H5 亜型であることが確認されました。このことから、防疫指針に基づき、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内 4 例目）と判定しました。

本年度は宮崎県及び鹿児島県において、野鳥糞便等から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されており、渡り鳥が池、干潟等に飛来するこの時期は全国的にウイルスが持ち込まれる可能性が高く、全国いずれの地域においても発生リスクがあります。

これまでの今シーズンの発生事例においては、昨シーズンと同様に農場近隣及び農場内にため池等の水場が確認されています。水場周辺においては水場に飛来した野鳥が持ち込んだウイルスの量が環境中で高まっていることが想定されることから、特に水場近くにある養鶏場においては、

- ① 飼養衛生管理の強化による農場へのウイルス侵入防止対策
- ② 早期発見・早期通報

の徹底について、指導又は助言を実施するようお願いします。

兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内4例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について

本日、兵庫県姫路市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内4例目）されました。
これを受け、農林水産省は、本日9時00分から、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。
「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」は非公開ですが、冒頭のみカメラ撮影が可能です。

1. 農場の概要

農場所在地：兵庫県姫路市
飼養状況：採卵鶏（約15.5万羽）

2. 経緯

- （1）昨日（11月16日（火曜日））、兵庫県は、同県姫路市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- （2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。
- （3）本日（11月17日（水曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- （1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、
- （2）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- （3）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 兵庫県知事との意見交換を実施し、兵庫県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 兵庫県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

9.関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和3年11月17日（水曜日）9時00分

場所：農林水産省第1特別会議室

所在地：東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

5.その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994